昭和五十九年農林水産省令第三十五号

地力增准法施行規則

地力増進法(昭和五十九年法律第三十四号)第四条第一項第一号、第五条及び第八条の規定に基づき、地力増進法施行規則を次のように 定める。

(地力増進地域の指定の基準となる農地の面積)

第一条 地力増進法(以下「法」という。)第四条第一項第一号の農林水産省令で定める農地の面積は、北海道にあつてはおおむね百ヘクタール、都府県にあつてはおおむね五十ヘクタールとする。

(対策調査の基準)

- 第二条 法第五条の対策調査は、次に掲げる調査とする。
 - 一 十壌の性質に関する細密な調査
 - 二 営農の状況に関する調査
 - 三 農業生産基盤の整備状況に関する調査
 - 四 農作物の生育状況に関する調査
 - 五 地力の増進を図るための対策を確立するための調査

(改善状況調査の請求の基準)

- 第三条 法第八条の農業者等からの請求に関して農林水産省令で定める基準は、次のとおりとする。
 - 一 請求に係る農地において農作物に生育障害が発生していること。
 - 二 前号の生育障害が土壌の性質に起因するものであると推定されること。
 - 三 請求に係る農地の面積が北海道にあつてはおおむね十ヘクタール、都府県にあつてはおおむね五ヘクタール以上であること。
 - 四 請求に係る農地について法第六条第一項の地力増進対策指針に即した営農が行われていると認められること。

(改善状況調査の基準)

- 第四条 法第八条の改善状況調査は、次に掲げる調査とする。
 - 一 土壌の性質に関する調査
 - 二 営農の状況に関する調査
 - 三 農作物の生育状況に関する調査
 - 四 前三号の調査の結果からみて、地力の増進を図るための新たな対策を必要とする場合における当該対策を確立するための調査 (身分を示す証明書)
- 第五条 法第十六条第二項の職員の身分を示す証明書は、別記様式第一号によるものとする。
- 2 法第十七条第四項において準用する法第十六条第二項の職員の身分を示す証明書は、別記様式第二号によるものとする。 (報告)
- 第六条 法第十七条第三項の規定による報告は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を提出してしなければならない。
 - 一 立入検査をした製造業者又は販売業者の名称及び所在地
 - 二 立入検査をした年月日
 - 三 立入検査の結果
 - 四 その他参考となる事項

(権限の委任)

- 第七条 法第十二条第一項に規定する農林水産大臣の権限で、その主たる事務所並びに工場、事業場、店舗及び営業所が一の地方農政局の管轄区域内のみにある製造業者又は販売業者に関するものは、当該地方農政局長に委任する。ただし、農林水産大臣が自らその権限を行うことを妨げない。
- 2 法第十六条第一項に規定する報告の徴収に関する農林水産大臣の権限は、製造業者又は販売業者の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長に委任する。ただし、農林水産大臣が自らその権限を行うことを妨げない。
- 3 法第十六条第一項に規定する立入検査に関する農林水産大臣の権限は、製造業者又は販売業者の工場、事業場、店舗、営業所、事務所 又は倉庫の所在地を管轄する地方農政局長に委任する。ただし、農林水産大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

附則

- 1 この省令は、昭和五十九年九月一日から施行する。
- 2 耕土培養法施行規則(昭和二十八年農林省令第二号)は、廃止する。

附 則 (昭和五九年一〇月一日農林水産省令第三九号)

この省令は、昭和六十年五月一日から施行する。

附 則 (平成元年六月六日農林水産省令第二七号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一二年九月一日農林水産省令第八二号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

附 則 (平成一三年三月二二日農林水産省令第五九号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

(処分、申請等に関する経過措置)

第三条 この省令の施行前に改正前のそれぞれの省令の規定によりされた承認等の処分その他の行為(以下「承認等の行為」という。)又 はこの省令の施行の際現に改正前のそれぞれの省令の規定によりされている承認等の申請その他の行為(以下「申請等の行為」という。) は、この省令の施行の日以後における改正後のそれぞれの省令の適用については、改正後のそれぞれの省令の相当規定によりされた承認等の行為又は申請等の行為とみなす。

附 則 (平成一九年三月三〇日農林水産省令第二八号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 (令和元年五月七日農林水産省令第一号)

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- **第二条** この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
- 2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (令和二年一二月二一日農林水産省令第八三号)

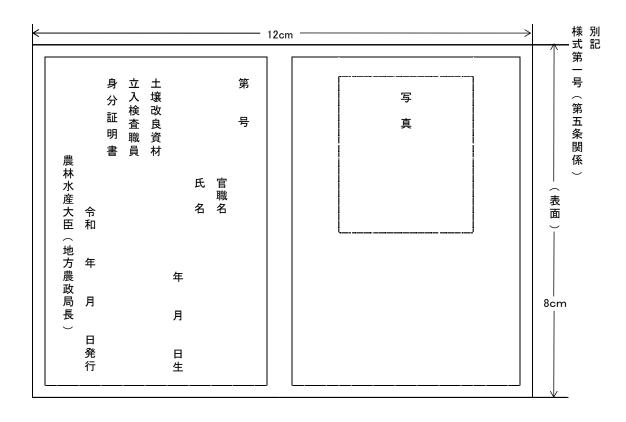
(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

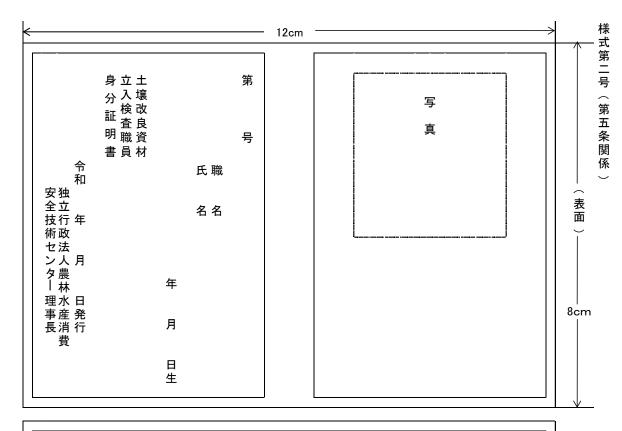
- **第二条** この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
- 2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別記 様式第一号(第五条関係)



第二十三条 第十六条第一項の規定による報告 3 第十六条 農林水産大臣は、この法律の施行に 罪捜査のために認められたものと解釈しては第一項の規定による立入検査の権限は、犯 拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、十万円 をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項 ならない。 らの者の工場、事業場、店舗、営業所、事務 以下の罰金に処する。 若しくは第十七条第一項の規定による検査を 示しなければならない。 その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提 せることができる。 その原料、帳簿、書類その他の物件を検査さ 所若しくは倉庫に立ち入り、土壌改良資材、 業者から報告を徴し、又はその職員に、これ 必要な限度において、製造業者若しくは販売 (報告及び立入検査 前項の規定により立入検査をする職員は、 地力増進法抜すい

裏面



第 4 3 2 第 3 2 第 忌条若二査 れ立入 とそ営)産て十(の な分 を土場を限十へ 避第し十に前(を入検農がの業に消必 七セた第らを前検壌、徴度六報地 し一く三つ条略実検査林で原所、費要条 ンめーな示項査改店しに条告力 た項は条い第)施査を水き料、製安が タに項いすのさ良舗、お 及増 者の虚 て二 すの行産る、事造全あ農 ― 認の。証規せ資、又い農び進 は規偽第進項 べ期わ大。嶋 発業 はス は に ぬ 担 すの行産るべ期わ大。 は規偽第準項 きことがいる場合である。 、定の十用及 帯立で原事員業は、大人をおいた。 を所合前 以検し 項 指そに項 る、所、岩の、岩の、岩の、 、項 の 下 査 示のはの 関査 のを又の 規 す他、規 係人に 簿しれくの 、くらは法 罰拒は規 定 る必セ定 ものとである事である。 金み同定に、項に は しの 書はの販律 て権 処妨若よ 提職 第 は限 類倉者売の すげしる る、く報 す項にセ なは 示 員 そ庫の業施 のに工者行 るを対ン 項 しは ら さ改場し人合せ良、と農に 。 示し、 し、 し、 ◦若は告 の な犯 な 他立場かに けそ し第を 立 い罪 のち、ら必 て 当 に 該 立 る資語、 おか、 ながまない。 く十せ れの 入 ◦捜 物入事報要 は七ず 査 ば身 件り業告な

急面